

# 家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 家畜伝染病予防法施行規則等の一部改正について
- 豚熱ワクチン接種が始まりました！
- 野生いのししにおける豚熱等の検査について
- 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策強化を！
- がんばる愛媛の畜産

## 監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況（令和 3 年 4 月～7 月）※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭数	発生場所	発生月	戸数	頭数
牛	ヨーネ病	島根県	4	1	1	岡山県	6	1	1
		高知県	7	1	1				

○届出伝染病発生状況（令和 3 年 4 月～7 月）※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭群数	発生場所	発生月	戸数	頭群数
牛	牛ウイルス性下痢	香川県	4, 5, 7	3	23				
	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	4～7	10	11	島根県	4, 6, 7	4	5
		岡山県	4～7	11	26	広島県	4～7	11	14
		山口県	4～7	16	16	徳島県	4～6	3	4
		香川県	4～7	10	14	高知県	6, 7	3	3
		<b>愛媛県</b>	<b>5, 6</b>	<b>5</b>	<b>5</b>				
	牛伝染性鼻気管炎	山口県	4	1	1				
	破傷風	鳥取県	4, 5	2	2	島根県	7	2	2
山口県		5	1	1					
ネオスポラ症	香川県	7	1	1					
豚	サルモネラ症	徳島県	7	1	3	<b>愛媛県</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
	豚丹毒	鳥取県	5, 6	2	9	島根県	4～7	4	20
		岡山県	4	1	2	広島県	6, 7	2	4
		徳島県	5	1	1	香川県	4, 5	2	6
		高知県	6, 7	6	6	<b>愛媛県</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
豚繁殖・呼吸障害症候群	徳島県	7	1	4					
鶏	鶏痘	広島県	4	1	3	岡山県	2	1	160

蜜蜂	アカリングダニ症	鳥取県	5	1	8	島根県	4, 5	3	3
		広島県	4, 5, 7	5	7	山口県	5	1	2
		徳島県	4	3	3	愛媛県	4, 5	2	2

## 県内の家畜疾病発生状況

(令和 3 年 4 月未掲載分～8 月)

### [牛伝染性リンパ腫] 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4 月	乳用牛	101	1	1	体表リンパ節の腫脹、
	5 月	乳用牛	70, 90	2	2	元気消失、食欲低下、
	6 月	乳用牛	75	1	1	泌乳量低下、骨盤腔内腫瘍
東予	8 月	乳用牛	109	1	1	腹腔内リンパ節の腫脹
<b>【対策】</b> ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の早期更新      ○吸血昆虫対策 ○凍結や加温処理を行った初乳の給与      ○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底						

### [牛パストレラ (マンヘミア) 症]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4 月	乳用牛	3	1	1	急死
<b>【対策】</b> ○畜舎消毒の徹底      ○有効薬剤の投与      ○ワクチン接種 ○飼養環境の改善						
<b>【参考事項】</b> ウイルス、マイコプラズマ、細菌と混合感染し重篤化することがあります。						

### [牛マイコプラズマ肺炎]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6 月	肉用牛	11	1	1	食欲低下、発熱、肺雑音聴取、
	7 月	肉用牛	7	1	1	眼球陥没、肘関節腫脹
<b>【対策】</b> ○畜舎消毒の徹底      ○有効薬剤の投与      ○異常牛の早期隔離 ○ストレスの低減						
<b>【参考事項】</b> マイコプラズマは、感染力が強く、農場内に常在する傾向があります。						

### [牛 RS ウイルス病]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	7 月	肉用牛	10～17	1	10	発熱、咳、鼻汁
<b>【対策】</b> ○畜舎消毒の徹底      ○飼養環境の改善						

### [牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4 月	乳用牛	0, 41, 80	2	3	眼球陥没、 肛門部からの出血、下痢
<b>【対策】</b> ○畜舎消毒の徹底      ○飼料の改善      ○ワクチン投与      ○ストレスの低減						

**[牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症及び脂肪壊死症]**

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7月	乳用牛	92	1	1	元気消失、食欲低下、 胃蠕動の低下
<b>[対策]</b> ○畜舎消毒の徹底      ○飼料の改善      ○ワクチン投与      ○ストレスの低減 ○適切な運動      ○植物油脂やビタミンEの給与						

**[牛大腸菌症]**

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	肉用牛	0	1	1	食欲低下、神経症状（後弓反張）
<b>[対策]</b> ○畜舎消毒の徹底      ○飼養環境の改善      ○ストレスの低減 ○初乳の確実な摂取						
<b>[参考事項]</b> 母牛の栄養管理や新生子牛の臍帯の消毒も重要です。						

**[牛ロタウイルス病]**

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
中予	6月	肉用牛	1	1	1	下痢
南予	6月	肉用牛	0	1	1	発熱、元気消失、眼球陥没、 黄色水様性下痢
<b>[対策]</b> ○発症牛の隔離飼育      ○牛床の除糞、清掃、消毒等の衛生管理 ○補液      ○初乳の確実な摂取						

**[脂肪壊死症]**

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	6月	肉用牛	28	1	1	食欲不振、起立不能
<b>[対策]</b> ○飼料給与の改善						

**[浮腫病]**

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6月	豚	45～55	2	40	下痢、振戦、遊泳運動、斜頸、 死亡頭数の増加
	8月	豚	44～48	1	7	死亡頭数の増加
<b>[対策]</b> ○畜舎消毒の徹底      ○有効薬剤の投与 ○ストレスの軽減      ○ワクチン接種						

**[豚パストツレラ症]**

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
東予	5月	豚	150	1	2	肺炎
中予	6月	豚	162	1	1	突然死
南予	6月	豚	150	1	3	死亡頭数の増加
<b>[対策]</b> ○畜舎消毒の徹底      ○有効薬剤の投与      ○ストレスの軽減 ○畜舎の換気						



# 家畜伝染病予防法施行規則等が一部改正されます

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの過去最大の発生やワクチン接種農場における豚熱の発生では、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止において、農場作業者の飼養衛生管理基準の不遵守や、埋却地確保の不備及び大規模農場での発生による防疫措置の長期化等が課題となりました。

これらの課題を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（飼養衛生管理基準を含む。）、飼養衛生管理指導等指針及び特定家畜伝染病防疫指針が一部改正されます。（令和 3 年 10 月から順次施行）

## 【主な改正点】

### （１）家畜伝染病予防法施行規則（飼養衛生管理基準）

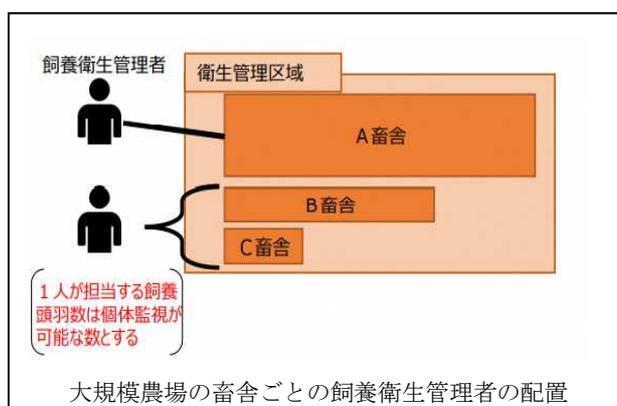
ア 飼養衛生管理に当たり、これまで記載があった飼養衛生管理基準に加えて、都道府県が定める飼養衛生管理指導等計画を追記。

イ 大規模農場は、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け

同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））

ウ 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜の所有者は、対応計画を策定する規定を新設。

エ「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替措置として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組を実施することを規定。



### 【対象となる畜種及び施行時期（記載以外は令和 3 年 10 月施行）】

	1 牛等	2 豚等	3 鶏等	4 馬
ア 飼養衛生管理指導等計画	○	○	○	○
イ 大規模農場は畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置	○ 令和 4 年 10 月	○	○	—
ウ （知事が認める家畜の所有者）対応計画の策定	—	○ 令和 5 年 4 月	○	—
エ 埋却等に備えた措置	—	○ 令和 6 年 4 月	○ 令和 4 年 10 月	—

### （２）飼養衛生管理指導等指針

家きんの所有者等が毎年行う措置として、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まるシーズンを迎える前に、飼養衛生管理基準の遵守に関する一斉点検を行うことを追記。

その他、飼養衛生管理指導等指針、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正では、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置（指導・勧告・命令）の猶予期間の短縮や、都道府県が埋却地の確保等に係る周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導すること等が規定されます。埋却地未確保の農場におかれましては、確実かつ速やかな封じ込めができるよう、飼養頭羽数に応じた埋却地等の確保について、事前の準備をお願いします。

## 豚熱ワクチン接種が始まりました！

7月31日に兵庫県淡路市（淡路島）において、野生いのししの豚熱感染事例が確認されたことを受け、8月6日に本県を含む四国全域が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されました。本県の豚熱ワクチン接種（初回接種）は、淡路島に近い東予地域から中予地域、南予地域の順に市町単位で10月から順次実施しています（対象74戸、約20万頭）。

これまでの調査結果から、ワクチン接種農場においても免疫を獲得しない豚が存在することが分かっており、今年度の豚熱の発生は、全てワクチン接種農場（令和3年10月1日現在）であることから、今後も気を緩めず、飼養衛生管理の徹底をお願いします。

また、豚熱の発生リスクの高まりにより、本県においても飼養衛生管理基準における「大臣指定地域」※に指定され、新たに下記事項が追加（下図）されました。

※家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認された場合に、家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域。

### 飼養衛生管理基準の追加措置（概要）

- 他の畜産関係施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限（項目14）  
当日に大臣指定地域に立ち入った者を立ち入らせない（畜産関係者を除く）。
- 安全な資材の利用（項目22）  
大臣指定地域で収穫された飼料・敷料を利用する場合は、家保の指導を受ける。
- 畜舎ごとの専用衣服の使用（項目26）
- 畜舎外での病原体による汚染防止措置（項目28）  
家畜の移動の際は、通路を洗淨・消毒するか、洗淨・消毒済みのケージ、リフト等を使用する。畜舎に重機、一輪車等を持ち込む際は、出入口で洗淨・消毒する。
- 放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保（項目29）

※日頃の飼養衛生管理に加え、追加事項についても遵守するようお願いします。

## 野生いのししにおける豚熱等の検査について

野生いのししにおける豚熱感染事例は、中部地方を中心に関東・東北・関西地方へと拡大し、令和3年10月1日現在、25都府県で確認されており、四国地方への拡大も懸念されるようです。

本県では、県内への侵入を早期に発見するため、一般社団法人愛媛県猟友会のご協力の下、昨年度から捕獲又は死亡した野生いのししを対象に豚熱及びアフリカ豚熱検査を実施しています。昨年度の検査実績は72頭（全頭陰性）でしたが、今年度は捕獲いのししの計画頭数を300頭に増やして監視を強化しています。

### 豚熱検査の実施状況（令和3年10月1日現在）

	東予	中予	南予	合計
R2	捕獲 0/70、死亡 0/2			0/72
R3 (計画頭数)	0/1 (100頭)	0/66 (100頭)	0/39 (100頭)	0/106 (300頭)

(陽性頭数/検査頭数)

## 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策強化を！

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、18県52事例で発生、約987万羽が殺処分（殺処分羽数は過去最大）され、特に四国においても本県を除く3県全てで発生するなど、いつ、どこで発生してもおかしくない状態でした。

昨シーズンの発生を踏まえ、冬鳥が飛来するまでに定期報告書に添付したチェック表を活用して飼養衛生管理基準を改めて点検し、不備を認めた場合は早急に改善するなど、防疫対策の強化に努めるとともに、異常を確認した場合は、夜間・休日を問わず、直ちに最寄りの家畜保健衛生所まで連絡願います。

### 昨シーズン発生農場（52農場）のうち、飼養衛生管理に不備が認められた農場数

（農林水産省作成。一部改）

衛生管理区域出入口			鶏舎出入口		野生動物対策	
基準 13	基準 14	基準 15	基準 20	基準 21	基準 24	基準 26
手指消毒・手袋交換が不十分	衣服・長靴の交換が不十分	車両消毒が不十分	手指消毒・手袋交換が不十分	長靴の交換が不十分	防鳥ネットの不備	壁・天井の隙間
4 (7.7%)	9 (17.3%)	5 (5.4%)	28 (53.8%)	19 (36.5%)	16 (30.8%)	● : 40(76.9%) ▲ : 9(17.3%)

● : 基準を遵守しているとは言えない事例、▲ : 隙間等はないが、野生動物の糞等があった事例

## がんばる愛媛の畜産

### 小野博之さん(西条市)～新規就農(肉用繁殖牛)への挑戦！～

今年 8 月 10 日、太陽が眩しく輝く夏空の下、愛媛あかね和牛の肥育素牛が出荷されました。月齢 6 か月半、体高 112cm、体重 223kg、落ち着いた佇まいの「菊花愛 1 号」です。この牛の持ち主は小野博之さん (52)、帰郷から実に 4 年 3 か月目の記念すべき子牛出荷第 1 号となりました。

小野さんは、肉用牛繁殖経営を夢見て平成 29 年 5 月、故郷である愛媛県に戻ってきました。肉用繁殖牛の飼養技術を習得するため、全農えひめ肉用牛センターで働きながら家畜人工授精師免許を取得、翌年には家畜受精卵移植師免許も取得するなど、着実に技術の研鑽に努めています。平成 30 年 6 月、西条市に移住した後は、地元の方々と積極的に交流するなど、地域に溶け込み、地元の畜産農家の方の紹介で、令和元年 5 月、廃業した肥育施設を借り受けることができました。また、貸主の方には地域住民との橋渡しをしていただくなど、地元の方々の協力を得ながら肉用牛繁殖農家としての土台を築きました。そして、同年 11 月、県の補助事業を活用してあかね和牛の繁殖雌牛 2 頭を導入、12 月には認定農業者となりました。今年 1 月には待望の子牛が生まれ、この 8 月、大切に育てられた「菊花愛 1 号」は、あかね和牛肥育農家の新開さんへと引き継がれました。現在は、6 頭の繁殖雌牛を飼養しており、野菜栽培をする奥様とは家族経営協定を締結しています。小野さんは「今後は、夫婦で肉用牛繁殖と野菜栽培による経営の多角化により経営基盤の強化を図るとともに、農福連携を視野に社会に貢献できる牧場にしていきたい」と抱負を語っています。



左から小野さん、向井さん (周桑農協)、新開さんご夫妻



“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 912-2575 Fax (089) 912-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会 BSE 検査死亡牛受付専用

携帯 Tel 080-3166-7222